

専決処分について

- 専決処分を行う案件
条例改正案件 1 件

《条例改正案件》

美唄市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正の件（市立美唄病院事務局）

専決第5号 令和6年5月24日専決

病院事業管理者に支給する期末手当について、他の特別職と同様に令和5年度における人事院勧告による支給割合を適用させるため、必要な改正を行う。

〈改正内容〉

第5条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

〈施行期日〉

令和6年6月1日

〈専決処分を行う日〉

令和6年5月24日